

平成 15 年 11 月 21 日

内閣府構造改革特区担当室

構造改革特別区域計画の第3回認定について

平成15年10月1日（水）から14日（火）までの間に受付をいたしました地方公共団体から申請された構造改革特別区域計画について、第3回の認定を行う94件を決定いたしました。

11月28日（金）に認定式を開催し、新たに認定された特区計画の申請主体の代表者に対して、内閣総理大臣から認定書を交付することとしております。

＜申請の状況＞

申請計画件数 : 73 件 (申請主体数 : 64)
(申請後の取り下げ1件を含む)

既に認定された計画の変更申請件数： 22件

＜認定の状況＞

第3回認定計画数：72件（第1回認定117件、第2回認定47件）

既に認定された計画の変更数：22件

※詳細については、別紙のとおり

構造改革特区の第3回認定について

平成15年11月21日
内閣府構造改革特区担当室

○10月1日から第3回目の構造改革特別区域計画の認定申請の受付を開始し、新たに63の主体から73件の申請があった。このほか21の主体から22件の既に認定された特区計画の変更申請があった。

○新規の73件の申請のうち、取り下げられた1件を除く72件（先行認定した2件を含む）については、全て構造改革特別区域法及び構造改革特別区域基本方針に定めた認定基準を満たしており、新たな特区として認定する。また、既に認定された特区計画の変更申請22件（先行認定した1件を含む）についても認めることとした。

（11月28日認定。「株式会社による学校設置事業」の特例を活用する3件（新規2件、変更1件）については、10月24日に先行認定。）

○なお、第4回目の認定申請は平成16年1月13日から受付を開始する。

実現した特区の例 第3回認定分)

1. 教育関係特区

キャリア教育推進特区【千代田区】、ビジネス人材育成特区【大阪市】



株式会社が実学のニーズに応える大学や専門職大学院の設置主体となることを認め、地域における高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大など、地域社会・経済の活性化を図る。

(学校設置会社による学校設置、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置等)

- ・卒業生及び科目履修生のうち、将来は毎年370人程度が起業

みつ

みつ

御津町教育特区【岡山県御津町】(特区計画の変更)



株式会社が廃校となった校地・校舎を活用して中学校を開校(3年後には高校も開校)し、公立校との共存の中での教育的刺激の誘発、住民の選択肢の多様化、過疎に悩む地域の振興・活性化などにつなげる。

(学校設置会社による学校設置、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置)

- ・国内外の社会で活躍できるオピニオンリーダーとなれる人材の輩出

2 農業 都市農村交流特区

とのお 日本のふるさと再生特区 岩手県遠野市】



遠野物語の里で、農家民宿でどぶろくを提供し、ぬくもりとてなしの心で都市との交流の拡大を図り、農林業を中心とした地域に根ざした新たな起業を促進し、地域の活性化を図る。
(農家民宿における簡易な消防用設備等の容認、農家民宿等における濁酒の製造容認、農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認)

- ・ 農家民宿等の開業件数：20件（平成19年度）
- ・ 株式会社等による農業生産活動件数：10社（平成19年度）

人と自然との共生ゾーン特区 神戸市】



農地取得の下限面積の引き下げによる新規就農と都市農村交流による農家の経営意識の改革を図るとともに、農村資源の有効活用を市民と協働して進め、人と自然が共生する農地の多面的活用を図る。

(農家民宿における簡易な消防用設備等の容認、農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認、市民農園の開設者の範囲の拡大、農地取得後の農地の下限面積要件緩和)

- ・ 都市部からの新規就農者 40名（平成19年度まで）
- ・ 交流人口 104千人（H13）→125千人（H19）

3. 地方行革・まちづくり特区

し き 志木市地方自立特区 し き 埼玉県志木市】

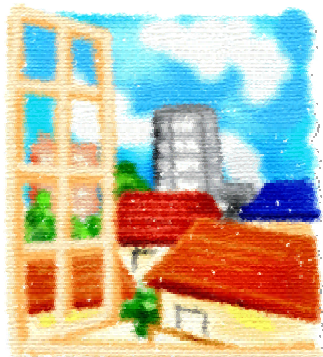


行政組織のスリム化を図りつつ市民サービスを確保するため、職員が行う業務を市民ボランティアである「行政パートナー」へ移行する過程で生じる業務量のギャップを臨時的任用制度の特例を活用して対処する。

(地方公務員に係る臨時的任用期間の延長)

- ・図書館の受付業務等 164 業務を委託し、46 名の職員低減 [平成 18 年度まで]

美しいひだ みの景観特区 岐阜県】



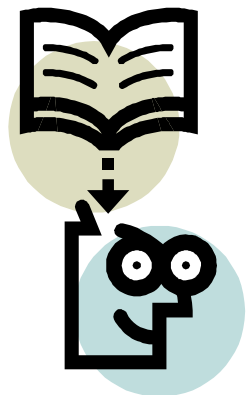
伝統的・歴史的な景観風致を有する当地区において、のぼり旗等の違反広告物の除却要件を緩和するとともに、その対象を拡大することにより、良好な景観形成と住民の意識高揚を図る。

(条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大)

- ・地域住民の意識高揚に伴う良好な景観形成
- ・除却可能となる違法広告物：約3,600件（1年後に600件まで削減）

4. 産業活性化 国際物流特区

ロボット開発・実証実験特区 福岡県、北九州市、福岡市

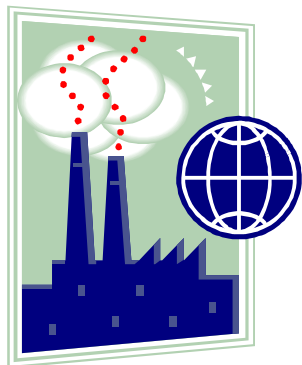


産学が集積した地域特性を活かし、商店街のアーケード等の公道でのロボットの歩行実験を実施し、生活領域で活躍するロボットの開発促進等、新たな産業の創出を図り、地域活性化を目指す。

(公道におけるロボット歩行等実験の許可の円滑化)

- ・ 関連企業の創造・新規参入 100社 [今後10年間]
- ・ 新たな雇用の創出 約1,900人 [今後10年間]
- ・ 製造品出荷額等の増加額 約450億円 [今後10年間]

水島港国際物流・産業特区 岡山県



取扱貨物量が全国6位の水島港において、国際コンテナターミナルを民間業者が一体的効率的に運営すること等により、アジア向けの国際輸送拠点港湾として国際競争力の強化を図る。

(埋立地の用途変更手続の柔軟化、特定埠頭の運営効率化、仮ナンバー表示の柔軟化)

- ・ 貿易量の増加 8.6万TEU(平成16年)→13.2万TEU(平成25年)
- ・ 輸送コスト等の削減 10年間で約100億円

5. 生活福祉特区

いちのへ

公設民営小規模多機能福祉特区 岩手県一戸町】



人口の3割を高齢者が占める当地区において、公設の特別養護老人ホームを町が出資する民間事業者に管理委託することにより、機能的な運営を図るとともに高齢者のニーズに即した福祉サービスを提供する。

- (特別養護老人ホームの法人への管理委託容認)
- ・町の直営に比べて年間2,040万円のコスト削減

6. 幼保連携・一体化特区

ひがしかわ

ひがしかわ

北海道東川町幼保一元化特区 北海道東川町】



平成14年12月に開園している幼保合築施設において、合同保育により幼保の分け隔てのない一貫した幼児教育・保育を進めるとともに、保育事務を教育委員会に委任し、同施設の入園受付選考、情報提供等を一括して行える完結型の事務処理体制を確立する。

- (幼稚園児と保育園児の合同活動、保育事務の教育委員会への委任)
- ・質の高い均質な教育・保育機会の提供、一体的な事務処理による利便性の向上

第3回認定

佐賀県	佐賀県	佐賀県幼稚園 早期入園特区	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市並びに佐賀県佐賀郡諸富町、川副町、久保田町、大和町及び富士町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町、北茂安町及び三根町、東松浦郡浜玉町及び呼子町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域	佐賀市他28市町の幼稚園のうち、満3歳に満たない幼児の入園について保護者からの要望がありかつ受入態勢が整っているなど、希望する園において、幼児が満3歳になる年度当初から入園することを可能とすることで、幼稚園教育の目標の一つである幼児の集団内での協同、自律の精神の涵養を図り、幼児の社会性の涵養を促す。	・3歳未満児の幼稚園入園の容認
長崎県	長崎県	ながさき幼稚園 早期入園特区	長崎市、諫早市及び松浦市並びに長崎県西彼杵郡高島町、野母崎町、三和町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、崎戸町及び大瀬戸町、東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、北高来郡飯盛町、南高来郡有明町、国見町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南有馬町、北有馬町、有家町、布津町及び深江町並びに北松浦郡生月町、江迎町、田平町及び吉井町の全域	少子化による幼児数の減少、核家族化の進展の結果、幼児が地域や家庭で社会性を涵養することが困難になってきている状況の中で、3歳未満児の幼稚園入園により幼児教育の充実を図り、保護者の就学前教育の選択の幅を広げるとともに、子育てを行う県民の社会参加を促す。	・3歳未満児の幼稚園入園の容認
8 生活福祉関連（11件）					
岩手県	一戸町	公設民営型小規模多機能福祉特区	岩手県二戸郡一戸町の全域	小規模の特別養護老人ホームを町が出資する第三セクターに管理運営委託することにより、民間の経営感覚を取り入れた効率的かつ機能的な運営を図るとともに、多様なサービスを組み合わせ高年齢者のニーズに即した福祉サービスを提供する。	・特別養護老人ホームの法人への管理委託容認
埼玉県	秩父市	秩父市障害者地域ケア特区	秩父市の全域	障がい者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行にともない、デイサービス事業への期待が高まっていることを踏まえ、障がい者（児）による既存の指定通所介護事業所の利用を可能にすることにより、障がい者（児）の地域での自立支援と社会参加、家族にとっての肉体的・精神的負担の軽減を図る。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認

第3回認定

埼玉県	川口市	川口市障害者コミュニケーション充実特区	川口市の全域	障害者福祉の一層の充実を目指す中で、聴覚障害者のコミュニケーションを円滑に行うため、障害福祉課に臨時任用職員として手話通訳者を常時配置し、庁内案内や各種行政情報の提供を行っているが、任用期間が最長でも1年間に限定されていることなどから、応募者が少なく、人材確保が極めて困難な状況にある。このため、任用期間を最長3年間まで延長し、聴覚障害者とのコミュニケーションを確保する。	・地方公務員に係る臨時的任用期間の延長
神奈川県	小田原市	医師臨床研修推進特区	小田原市の全域	平成16年4月から医師卒後臨床研修が必修化されることに伴い、地方公務員の臨時的任用期間に関する規制の特例を導入し、卒後の2年間で臨時的任用職員として雇用し、研修プログラムに基づき2年間を通じた臨床研修を行うことにより、臨床研修必修化の目的である全人的な医療を提供できる優秀な医師を養成する。 また、研修を修了した有能な医師が地域医療に従事することにより、地域医療の水準向上を図る。	・地方公務員に係る臨時的任用期間の延長
富山県	富山県、富山市、滑川市、砺波市、大山町、福野町	富山型デイサービス推進特区	富山市、滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東砺波郡福野町の全域	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児が、区別なく一緒に身近な地域でデイケアを受けられるよう指定通所介護事業所等で知的障害者や障害児のデイサービスを実施し、「富山型デイサービス」の一層の充実を図る。	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
愛知県	豊根村	とよねがんばらマイカー特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村では、過疎化の進行とともに交通弱者の移動手段であるバス・タクシーが減少していることから、村の登録ボランティアの自家用車等を活用し、路線バスの補完、病院・買い物等のための移動サービスを充実することにより、住民の利便性の向上を図る。	・交通機関空白の過疎地におけるボランティア輸送の有償化
三重県	飯高町	飯高町NPO福祉移送サービス特区	三重県飯南郡飯高町の全域	飯高町は、面積が広く集落が点在し、高齢化率が約36%と非常に高く、少子高齢化が著しく進行している過疎の町であり、公共交通機関による高齢者や障害者等の交通弱者の移動が十分確保されていないために、充実した医療が受けられる病院への通院や日常生活必需品の購入にも支障を来している。このため、高齢者や障害者の移動支援策として、福祉移送サービスを行い日常生活の利便性の向上及び社会参加を促進し、誰もが安心して暮らせる町づくりを実現し、地域福祉の充実を図る。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
鳥取県	羽合町	保育の充実による若者支援特区	鳥取県東伯郡羽合町の全域	少子化が進行している現在、本町においては、県下でも有数の安い保育料を設定して子育て支援を実施している。 しかし、保護者の保育ニーズは高まるばかりで、保育所の入所希望に対して、臨時的任用の保育士の募集をしているが、なかなか応募がなく、住民ニーズに応えきれないのが現状である。このことは、任用期間が最大で1年ということも大きく起因している。このため、保育士の臨時的任用期間の延長を実施するとともに、保育施策を充実して、若年層の子育てを支援し、若者の定住化による活力あるまちづくりを推進する。	・地方公務員に係る臨時的任用期間の延長

第3回認定

岡山県	岡山県	児童福祉施設 調理特区	岡山市の全域	児童福祉施設に入所している児童の福祉向上を図るため、調理業務担当者の外部からの派遣受入を可能とする。これにより、民間調理専門業者等の豊富な知識・技術を活用することができ、食事の質が向上され入所児童にとってより豊かな食生活を営むことができる。また、施設の運営が効率化され経費を削減できるため、その削減された経費をもってその他の児童処遇に係る取組みを充実させることが可能となる。さらに、施設における本事業の実施状況を指導監督する事業等を岡山県が併せて行い、福祉向上を一層推進していく。	児童福祉施設における調理業務担当者派遣の容認
長崎県	長崎県	ながさきデイサービス特区	佐世保市及び大村市並びに長崎県南高来郡北有馬町及び南松浦郡上五島町の全域	長崎県は「長崎県新障害者プラン」に基づき、障害者が地域社会の中で自立した生活を送れる「共生社会」の実現を目指し各施策に取り組んでおり、その一環として誰もが身近な場所で福祉サービスを利用できるよう、居宅支援サービスの基盤整備を重点施策としている。そこで、本特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を実施し、既存施設を有効活用することによって、居宅支援サービスの早期拡充を図る。	指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
熊本県	玉名市	玉名市福祉輸送特区	玉名市の全域	本市の公共交通機関は、福祉車両を有した輸送手段を持っていないため、要介護高齢者等の移動制約者は外出が制限され、家族等の輸送負担は大きくなっている。輸送手段の確保という地域的課題をNPOによるボランティア輸送として有償運送可能とすることにより、事業に活力を与え、家族の送迎時間などの負担軽減や就労継続を可能にし、家族の不安も解消できる。移動制約者には、効果的なサービス利用システムを構築し、本市が目指す福祉先進地域としての「住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して暮らせる社会」の実現を図る。	・NPOによるボランティア輸送の有償化
9 まちづくり関連 (9件)					
福島県	郡山市	郡山市中心市街地駐車場運営特区	郡山市の区域の一部(駐車場整備地区)	当市の中心市街地である郡山駅西口地区は、地域の物流、交通の拠点としての役割を担っている。多様化する中心市街地の駐車需要に対しては、迅速かつ柔軟な駐車場運営により対応する必要があり、本特区により、市営駐車場が地域の実情にあった特別料金を設定することで、駐車場の有効活用と、中心市街地の利便性向上を図る。	駐車場料金の設定・変更手続きの容易化
岐阜県	岐阜県	美しいひだまの景観特区	高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部	美観風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法第7条で定める要件に従い、市町において違反広告物を簡易除却しているが、要件に当てはまらないため簡易除却ができず、路上に放置されている違反広告物が多く、街の美観を損ねている。当該特区を設定することにより、要件の緩和及び除却物件の拡大が図られ、実効性のある簡易除却が実施されることにより、違反広告物の減少、良好な景観形成並びに住民の意識高揚及び景観形成に向けた活動を促進する。	条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大